

県営スケート場全館貸切(イベント・大会)の留意事項

下記の内容を承諾の上、承認申請書を提出して下さい。

1 使用の原則

スケート場の施設・設備の使用に当たっては、原則として原状に回復し、返還すること。

施設・設備等の使用にあたっては、係員から引継ぎを受け、使用後は原状に回復して係員に返還して下さい。若し、き損又は亡失した場合は、弁償していただきます。

2 使用料

(1) イベント貸切使用(1時間につき)

令和元年10月1日

区 分	営利を目的としない	営利を目的とする	会議室	
			体育・スポーツ	
月～金曜日(祝日を除く)	27,400円	58,500円	460円	
土・日曜日、祝日	35,500円	75,900円	1,460円	

(2) 料金の振込み

使用料は納入期限までに指定の銀行に振り込んでください。

(3) キャンセル料について

1ヶ月前までにキャンセルの手続きをした場合は**無料**。

1ヶ月を切った場合は**半額**を納入すること。

2週間を切った場合は**全額**を納入すること。

3 申請書等の提出

(1) 「使用承認申請書」原則として1カ月前まで

- ・ 行事等の準備ならびに使用後の原状回復は、承認申請された時間内に完了してください。**使用時間の延長がある場合は必ず使用前日正午迄にお知らせください。**
- ・ 連絡可能な電話番号をお知らせください。
- ・ 午後9時から午前9時までは、周辺住民の生活環境保全の為、大きな音を発しないよう自粛願います。

(2) 「行事の概要」(タイムスケジュール・会場図等)-使用日の2週間前まで

(3) 「警備計画書」-使用日まで

- ・ 開催日までに周辺住民や商業施設等へ告知をお願いします。
- ・ 入場者の多い場合は、スケート場駐車場・場内だけでなく、周辺商業施設や住宅等への迷惑行為防止のため警備員等を配置してください。

(4) 「借用簿」 備品等使用する時

- ・ 例 パイプ椅子 約1,000脚、長机35台、マイク2本

4 経費の負担(会場使用料以外)

次の場合は、使用料とは別に経費を負担することになります。

- ① インラインホッケーフェンスとその周りのネットの撤去・組立
- ② アグレッシブコーナーの撤去・組立
- ③ 養生シートの敷設・撤去
- ④ 使用期間中の会場内の清掃及びごみ処理
- ⑤ その他作業

5 施設・設備等の使用

当スケート場の施設担当職員と、あらかじめ協議してください。

6 駐車場の整理および確保

- (1) 現在、当スケート場の駐車場は、約300台まで収容可能です。それ以上の駐車が見込まれる場合、あらかじめ協議してください。(冬季の場合は、積雪等により250台程度しか収容できません。)
なお、使用当日は駐車場の整理について、警備員等を配置してください。
- (2) スケート場正面玄関前に、市営バスの停留所があります。バス停前に、バス以外の車を駐車しないようにしてください。また、バスが運行するときは、通路の確保と安全のため、バスの誘導をお願いします。

7 その他

- ・ 場内の入場可能人員は、約10,000名です。
- ・ 場内の入場人員が一度に1,200名を超える場合は、仮設トイレの設置が必要になります。
- ・ フロアーは、床下にパイプがありますので重いものは設置できません。
- ・ 資料搬入のため、フロアーへの大型車両の乗り入れはできません。また、フロアーへのフォークリフト等の乗り入れには、スポーツコートを傷つけないように十分気をつけてください。(室内用白いタイヤのフォークリフトの使用、または通り道にベニヤを敷いてください。)
- ・ フロアー(スポーツコート)保護のため既存マットの上にシート等を敷いてください。なお、養生用シート(全面)、ベニヤ板(約3,000枚)を用意しております。き損又は亡失した場合は、弁償していただきます。
- ・ 演劇、映画その他の催物の開催をする場合は、青森地域広域事務組合火災予防条例により「**催物開催届出書**」を消防署へ届出し、複写をスケート場へ提出してください。
- ・ 場内での**火気使用は禁止**です。火気を使用する場合は、青森消防本部予防課に問い合わせ、火災予防条例により「**禁止行為の解除承認申請書**」を届出し、複写をスケート場へ提出してください。ただし、ホットプレート程度の安全な火気の場合は、届出はいりません。
- ・ 場内は禁酒禁煙です。健康増進法により**敷地内禁煙**にご協力をお願いします。
- ・ 火災予防とともに、利用者の安全確保に必要な措置を講じてください。
- ・ 電気設備(照明、放送、コンセント)の使用は、容量等に制限がありますので十分、施設担当職員と打合せしてください。
〔 単相三線式 100・200V 200A
 三相三線式 200V 75A 〕
- ・ あらかじめ認められた者以外は、物品の販売宣伝行為はできません。
- ・ 飲食物の販売等は使用者が保健所で許可を得てください。
- ・ 上記以外で届出等が必要なものが発生した場合は各関係機関で届出を行ってください。
- ・ 場内外に看板、ポスター類を掲示する場合は、あらかじめ許可を受けてください。
- ・ 使用者が搬入した物品等の盗難及びその他の事故については責任を負いかねますので、使用者において必要な措置を講じてください。
- ・ 使用者は、主催行事等に係る利用者等に対し、場内の状況、利用上の注意事項などを十分に周知するようにしてください。
- ・ 使用の権利を転貸又は譲渡できません。
- ・ 施設の使用後は、必ずスケート場職員の点検を受けてください。
- ・ その他、ホームページ青森県→県例規集 https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/jyourei/reiki_aomori.html を参照し、青森県営スケート場条例・規則を遵守してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対処について、青森県の「イベント開催制限の考え方について」に沿った内容とするとともに、業種別ガイドラインを遵守するようお願いいたします。「**感染防止安全計画**」を青森県へ提出した場合は、複写をスケート場へ提出してください。